

令和8年8月25日

石川労働局長

常盤 剛史 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 舟橋 秀明

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月25日貴職から、令和8年8月7日付け石川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する石川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。